

児童手当などのご案内



チェック
Check!

各給付、助成制度のご案内

☎ ネット推進課 ☎ 573-5652



児童手当

【対象】

15歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している人(父母などのうち、所得が多い人)

◇支給額

区分	支給月額	
3歳未満	1万5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1、2子	1万円
	第3子以降	1万5,000円
中学生	1万円	
特例給付(所得制限限度額*以上)	5,000円	

*所得制限によって児童手当が支給されない人には、特例給付が支給されます。所得制限限度額は右の表を参照してください。

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
6月5日	2月～5月
10月5日	6月～9月
2月5日	10月～1月

※土日祝日の場合は金融機関の前営業日

※所得制限限度額

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

*扶養親族が6人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

*所得には控除があります。

*所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額は、上の表の額に1人につき6万円を加算した額となります。

児童扶養手当

【対象】

ひとり親家庭で、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまで(心身に一定の障がいがある時は20歳未満)の子どもを養育している人

▼次の場合も対象になります

・父または母が心身に重度の障がいがある

・配偶者から暴力を受けている

*年金受給者で、年金月額が手当額を下回る場合その差額を支給

◇支給額

区分(子どもの数)	支給月額(4月以降)	
1人	全部支給	4万3,160円
	一部支給	所得に応じて1万1,800円～4万3,150円
2人	1人の場合の金額に5,100円～1万1,900円加算	
3人以上	3人目から1人増えるごとに3,060円～6,110円加算	

*本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
5月11日	3月～4月
7月11日	5月～6月
9月11日	7月～8月
11月11日	9月～10月
1月11日	11月～12月
3月11日	1月～2月

※土日祝日の場合は金融機関の前営業日

特別児童扶養手当

【対象】

身体または精神に、中度または重度の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
11月11日	8月～11月
4月11日	12月～3月
8月11日	4月～7月

※土日祝日の場合は金融機関の前営業日

◇支給額

区分	支給月額(4月以降)
1級該当児童	1人につき5万2,500円
2級該当児童	1人につき3万4,970円

*本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。